

年金二重課税問題 最高裁判決が持つ意味とは

1. 最高裁判決の概要

平成22年7月6日、最高裁第三小法廷はいわゆる年金二重課税問題について、福岡高裁の判決を破棄し、納税者側の主張を認める判決を言い渡しました。

この裁判は、被相続人が契約した年金支払特約付きの生命保険契約について、年金受給権として相続税の課税を受け、さらに相続人が年金を受給する際に所得税も課税されるのは二重課税であり、所得税法第9条に違反するとして争われていた事件です。

一審の長崎地裁では納税者勝訴、二審の福岡高裁では逆転で国側勝訴、今回の最高裁では再逆転で納税者側の勝訴が確定しました。

これを受け、野田財務相は翌日、徴収済みの所得税について速やかに還付手続きを行い、更正期限(5年)を超えるものについても立法措置により還付を検討したいと発表しました。

2. 最高裁判決の持つ意味

判決内容の是非はともかく、ここではこの最高裁判決が持つ意味を考えてみたいと思います。大きく分けて2つあり、一つは長年税務の常識と考えられていたことが覆ったという事実、そして2つ目は判決翌日に財務相が発表した更正期限を超える期間の所得税についても還付する意向と発表した点です。

(1) 納税者勝訴、国側敗訴という事実

かつて、税務訴訟は納税者側にほぼ勝ち目がないと言われていました。しかし、近年納税者側の主張が認められる案件も増えており、流れは変わりつつあると言えます。

とりわけ今回の判決は、所得税質疑応答集にも堂々と掲載されている、税務の世界では常識と言われていた内容を覆すものであり、その意味で画期的であると言えます。今後は、税の専門家である我々も、税務の常識が一般の常識ではないことを常に疑う必要があるのかもしれません。

(2) 更正期限を超えての対応

7月7日の野田財務相の発表を受け、国税庁は早速ホームページで今後の対応に関する文書を発表しました。5年前にも最高裁判決により従来の取り扱いが覆された案件がありましたが(ゴルフ会員権の名義変更料が取得費に算入される旨)、当時国税庁は、過去5年分の更正の請求(嘆願)を認めるとの対応でした。今回はそれよりさらに前進して、5年より前であっても還付を検討するとのこと。おりしも先月には、固定資産税の過大請求事案について、国家賠償法に基づき20年間の還付請求も可能であるとの内容を最高裁が判断したばかり。従来はたとえ徴税側のミスであっても、5年で時効成立との理由で納税者が泣き寝入りするしかなかったわけですが、こちらも流れは変わりつつあるようです。

民主党は以前から納税者の権利救済に向けた取り組みに力を入れており、今回の取り扱いも民主党政権誕生の産物と言えるかもしれません。

3. 実務上の影響

(1) 対象者の洗い出しは保険会社が対応？

今回の最高裁判決は、多くの全国紙が一面記事で報じたように、実務面での影響は甚大です。同様の案件は相当数あると言われており、所得税の更正の請求もかなりの枚数が提出されると思われます。これから支給される年金については、保険会社各社のシステム対応が整い次第、すぐに対応されるのでしょうか、過去の支給分に対する税の還付については納税者側の手続きが必要となります。

しかし、納税者自身が二重課税されていたことに気づくかといえ大いに疑問です。この点に関しては、生命保険会社が対応するとの報道がなされていますが、どこまで過去にさかのぼれるかは各社によってまちまちのようで、混乱も予想されます。税理士としては当然顧客に対する周知は必須でしょう。

(2) 5年を超えているものの対応

現状の法律の範囲内では更正ができるのは5年以内とされており、それ以前の課税を取り消す法律は存在しません。したがって、5年より前のものを還付するためには法律改正が必要になります。

財務相は立法又は政令での対応を示唆していますが、この内容が、今後発生するであろう案件全般に対して適用されるのか、今回の件に限っての取り扱いであるかは現時点では不明であり、国税当局の発表及び立法措置が待たれるところです。

(3) 他の金融商品等にも波及する可能性あり

野田財務相は以下のように述べています。

「さらにこれ以外の、生保年金以外に相続をした金融商品で、今回の判決を踏まえて対応しなければいけない、改善しなければいけないものもあるかもしれません。それについては、改善すべきは改善をしていくということで、具体的には政府税調の中で議論をして来年度の税制改正で対応するという事も視野に入れていきたいと思います。」

生保年金以外の金融商品が具体的に何を指すのかは不明ですが、拡大的にみれば、定期預金利息や株式などもその果実部分に所得税が課されており、二重課税であるともいえます。年金だけでも大ごとですが、さらに対象が広がるとなると税体系そのものを根本的に見直す必要も出てきそうです。

(4) 金融資産以外への影響は？

金融資産以外への影響はないのでしょうか。相続した土地を売却した場合、相続税額の取得費加算の特例はあるものの、所得税が課税されます。今回の判例における所得税と不動産の譲渡税は本質的に意味合いが違いますから単純に比較はできませんが、もし金融資産について二重課税がされなくなった場合、不動産だけ課税されるのは、課税の公平の見地から問題があるという議論が出てくるかも知れません。これらに関する今後の動向について、注視していく必要があります。